

「高知県福祉サービス第三者評価基準」

(大型児童館版：内容評価項目)

平成19年4月20日

高知県福祉サービス第三者評価事業推進委員会

A 児童館等の活動に関する事項（小型児童館・児童センター用付加項目）

大型児童館については、該当する部分を準用して評価する。

A - 1	遊びの環境整備（5項目）	1
A - 2	乳幼児と保護者への対応（3項目）	6
A - 3	小学生への対応（核となる児童館活動）（4項目）	7
A - 4	中高生への対応（2項目）	14
A - 5	利用者からの相談への対応（2項目）	16
A - 6	障害児への対応（1項目）	18
A - 6	地域の子育て環境づくり（2項目）	19
A - 7	広報活動（2項目）	21

B 大型児童館の活動に関する事項（大型児童館用付加項目）

B - 1	大型児童館の特色を生かした地域児童館等との連携（5項目）	23
B - 2	健全育成の環境づくり（3項目）	28

A 児童館等の活動に関する事項（小型児童館・児童センター用付加項目）

A-1 遊びの環境整備

A-1- 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められている。

【判断基準】

- a) 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められている。
- b) 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められているが、十分ではない。
- c) 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められていない。

判断基準の考え方とポイント

利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）は、遊びや様々な活動を安全かつ円滑にできるような内容であり、利用者の自主性や創造性を損なわないように配慮されていることが必要です。

利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）は、利用者自身が納得できるように、簡潔な内容でわかりやすく表現されていることが必要です。

利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）について、職員間で十分に意思統一を行い、共通に理解を得ていることが必要です。

利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が実態にそぐわなかったり、理解されなかったりするような場合は、利用者の参加のもとで検討する取り組みも必要です。

評価の着眼点

- 利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）がわかりやすいものになっている。
- 利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が見やすい場所に掲示されている。
- 利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）を納得し、受入れている。
- 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）を定期的に見直す機会がもうけられている。

言葉の定義

利用者：児童館を利用する、0歳から18歳未満の児童、及びその保護者を指す。なお、特に児童のみを特定する場合は「利用児童」と表記する。

A-1- 乳幼児から中高生までの児童すべてが日常的に気軽に利用できる環境がある。

【判断基準】

- a) 乳幼児から中高生までの児童が、日常的に気軽に利用できる環境があり、十分に利用している。
- b) 乳幼児から中高生までの児童が利用しているが、十分でない。
- c) 乳幼児から中高生までの児童が気軽に利用している環境がなく、登録児童のみの利用となっている。

判断基準の考え方とポイント

児童館は地域のすべての児童を対象とした活動を行うことが必要です。

乳幼児から中高生までの児童が気兼ねすることなく日常的に気軽に利用できる環境をつくり、そのための空間と時間を確保することが必要です。

評価の着眼点

乳幼児から中高生までの利用児童が日常的に気軽に利用できる雰囲気がある。

実際に乳幼児から中高生までの児童が日常的に利用している。

児童クラブの定員が、通常の一般来館児童の活動と良好な関係を保てるように設定されている。

A-1- 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している。

【判断基準】

- a) 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している。
- b) 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備しているが、十分でない。
- c) 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備していない。

判断基準の考え方とポイント

児童館ではあらかじめ決まった遊びを児童に与えるだけではなく、利用者が自発的かつ創造的に活動できるように、環境を整備しておくことが必要です。

そのためには、遊具やスペースが、指定された使用法だけでなく、児童たちの発想で自由に工夫して活用できるようになっていることが必要です。

また、児童たち自身が遊びを自発的かつ創造的に発展させることができるように、職員の対応や働きかけについて、職員間で確認・合意していることも必要です。

評価の着眼点

児童館の広さにかかわらず、スペースや遊具が利用者の発想で自由に活用できるように工夫されている。

利用者が自由に使えるスペースや遊具が、使いやすく安全に配慮されている。

A-1- くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースを作っている。

【判断基準】

- a) くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースを作っている。
- b) くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースを作っているが、十分ではない。
- c) くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースを作っていない。

判断基準の考え方とポイント

児童館には、利用者同士の関係を豊かにしていくふれあいのスペースが必要です。

くつろいだり、休憩したり、待ち合わせをしたりするスペースには、だれでも使いやすい雰囲気があることが必要です。

建物の広さにかかわらず、フリースペースを設けるなど、限られた空間を活用する工夫が必要です。

評価の着眼点

特定の使用目的に限定されないリラックスして過ごせるスペースがある。
実際に利用者が、待ち合わせスペース等でくつろいでいたり相互に交流したりしている様子が伺える。

A-1- 幅広い年齢の児童が交流できる場が日常的に設定されている。

【判断基準】

- a) 幅広い年齢の児童が交流できる場が日常的に設定されている。
- b) 幅広い年齢の児童が交流できる場が設定されているが、十分でない。
- c) 幅広い年齢の児童が交流できる場が設定されていない。

判断基準の考え方とポイント

児童館は、乳幼児から小学生、中高生までの幅広い年齢の児童が出会い、交流できる施設です。

安全に配慮しながら、幅広い年齢の児童と一緒に遊んだり交流したりできる場が日常的に設けられていることが必要です。

行事やクラブ活動等においても、できるだけ幅広い年齢の児童と一緒に（あるいは交流しあって）取り組めるように工夫することが必要です。

評価の着眼点

幅広い年齢の児童が利用している。

幅広い年齢の児童と一緒に過ごす場がある。

幅広い年齢の児童と一緒に取り組んだり交流したりする遊びや活動が日常的にある。

A-2 乳幼児と保護者への対応

A-2- 乳幼児と保護者が日常的に利用している。

【判断基準】

- a) 乳幼児と保護者が日常的に利用している。
- b) 乳幼児と保護者の利用はあるが、日常的でない。
- c) 乳幼児と保護者の利用がない。

判断基準の考え方とポイント

児童館は、乳幼児と保護者にとっても日常的な居場所となる必要があります。

児童館には、あらかじめ企画された活動への参加だけでなく、乳幼児と保護者の日常の利用を積極的に受入れるような運営姿勢が必要です。

評価の着眼点

児童館の利用規定に、乳幼児と保護者が日常的に利用できる旨の規定がある。

乳幼児と保護者が一緒にいて遊べる遊具やスペースがある。

児童館が乳幼児と保護者の日常的な利用を積極的に働きかけている。

乳幼児と保護者の利用が日常的にある。

A-2- 乳幼児活動が年間を通じて実施されており、その内容が参加者のニーズに基づいたものになっている。

【判断基準】

- a) 乳幼児活動が年間を通じて実施されており、その内容が参加者のニーズに基づいたものになっている。
- b) 乳幼児活動が年間を通じて実施されているが、その内容が参加者のニーズに基づいたものになっていない。
- c) 乳幼児活動が年間を通じて実施されておらず、その内容も参加者のニーズに基づいたものになっていない。

判断基準の考え方とポイント

乳幼児活動（乳幼児と保護者を対象とした活動）は、乳幼児の発達を見通して計画されていることが必要です。

乳幼児活動は、年間を通して定期的実施することにより、乳幼児と保護者の生活リズムの形成に役立てることができます。例えば、毎週の曜日や時間帯を定めてプログラムを実施するなど、安定した取り組みをする姿勢が必要です。

参加者が多すぎたり、内容が発達段階に合わなかったりすると、乳幼児と保護者にとってストレスになることがあります。活動内容は、参加者のニーズに基づいて決めることが必要です。

乳幼児活動に際しては、参加者のニーズにこたえるために、地域の子育て支援ネットワークや各種子育て支援機関と連携を図って実施することも必要です。

評価の着眼点

乳幼児活動が、曜日・時間・内容を定めて、年間を通して実施されている。

年齢等の参加条件が公表され、利用者の理解を得ている。

参加者が多い場合は、実施日を増やしたり時間帯を区分したりするなどの工夫をしている。

乳幼児と保護者のどちらかだけを対象とした活動と、一緒に参加できる活動とを、適切に組み合わせて実施している。

地域の子育て支援ネットワークや各種子育て支援機関と連携を図って実施している。相談や講座の実施など、育児に関する保護者への支援が行われている。

A-2- 保護者同士が交流する機会が設けられており、保護者が企画や運営に参加している。

【判断基準】

- a) 保護者同士が交流する機会が設けられており、保護者が企画や運営に参加している。
- b) 保護者同士が交流する機会や、保護者の企画や運営への参加が十分でない。
- c) 保護者同士が交流する機会や、保護者の企画や運営への参加がない。

判断基準の考え方とポイント

子育てに対する不安は、同じ子育て中の友人を得て、子育ての悩みや喜びを分かち合うことにより軽減されます。乳幼児活動では、活動への参加だけでなく、保護者同士の交流の機会を作ることが必要です。

また、保護者の能力を発揮する場を提供するなど、保護者が主体的に参加できる運営を工夫することも必要です。保護者が主体となり、行事等を企画・運営する機会を設けることも必要です。

男性の子育てへの参画を促進するため、母親だけでなく、父親等も参加できるようにすることも必要です。

評価の着眼点

保護者と職員とが協働で行う活動がある。
保護者が企画や運営に主体的に参加できるように工夫している。

A-3 小学生への対応（核となる児童館活動）

A-3- 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している。

【判断基準】

- a) 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している。
- b) 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して援助しているが、十分ではない。
- c) 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して援助していない。

判断基準の考え方とポイント

児童館の職員には、遊びや活動の援助・指導とともに、個々の児童に対してその状態や心理を把握して適切な援助をすることが必要です。

実際の援助に当たっては、失敗や過ちを含めてより良い方向に成長していけるよう、見守ったり励ましたりすることが必要です。

個々の児童の観察や援助の方法、児童の起こすけんかやトラブル、羽目をはずす行為などへの対応については、その場の対処だけに終わることなく、職員間で話し合い、ケースカンファレンス（事例検討会）を行うなどしてスキルを向上させることが必要です。

特に、遊び友達もおらず、遊ぶ内容も決めずに、居場所を求めて児童館へやって来る児童に対しては、受容的な姿勢で援助することが必要です。

評価の着眼点

一人で来館した児童への援助が適切に行われている。

遊びの場面で起こるけんかやトラブル、羽目をはずす行為などへの対応が、気持ちを荒れさせることなく児童たちの成長につながるよう適切に行われている。

児童への対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。

職員がより適切な対応ができるようなスキルアップにむけた研修等が実施されている。

A-3- 職員が個別・集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている。

【判断基準】

- a) 職員が個別・集団援助技術を念頭において個人や集団の成長に向けて働きかけている。
- b) 職員が、個別・集団援助技術を念頭において個人や集団の成長に向けて働きかけているが、十分ではない。
- c) 職員が、個別・集団援助技術を念頭において個人や集団の成長に向けて働きかけていない。

判断基準の考え方とポイント

児童は遊びやさまざまな活動を通じて集団を媒体として成長します。児童館ではこのことを意識した児童への働きかけを行うことが必要です。

職員は、児童がグループメンバーとしての相互作用を通じて成長し、そのグループが児童館活動に主体的にかかわることができるようになっていくという発達のプロセスを見通した実践をすることが必要です。

そのために職員は、次のようなことに取り組むことが必要です。

- ・ 一人ひとりの児童に対して、より多くの児童たちとふれあい一緒に遊び活動する機会を設けるように働きかける。
- ・ 児童が遊びやさまざまな活動の中で競い合ったり励まし合ったりしながらお互いに信頼を高め、成長し合えるように支援する。
- ・ 一人で来館した児童やあまり知らない児童もグループとして活動できるように働きかける。
- ・ 個々の児童の成長過程への理解に基づいて見通しを持った働きかけを心がける。

特に、グループで来館している児童たちの場合は、そのグループの中や他のグループとの関係が、息苦しい関係になったり、排他的になったりしないように、集団援助技術（グループワーク）を念頭において働きかけることが必要です。

評価の着眼点

職員が個別・集団援助技術を学習し実際に活用している。

職員は、個々の児童の仲間集団とのかかわりについて具体的に把握しており、そのグループの成長とそこでの個々の児童の成長の過程を意識してかかわっている。

職員間で、来館する児童の集団的援助の取り組みや、他児とのかかわりでトラブルが

多い、遊びが続かないなどの課題を持った児童への対応について事例検討をし、記録している。

A-3- 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われている。

【判断基準】

- a) 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われている。
- b) 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われているが、十分でない。
- c) 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われていない。

判断基準の考え方とポイント

国籍の異なる児童が来館する児童館では、異なる文化や生活の背景を持つ児童がお互いに理解を深められるような交流を工夫することが必要です。

障害のある児童が来館する児童館では、その児童が楽しく安心して過ごせるように、児童館全体（ハード・ソフト両面）の配慮が必要です。

職員は、児童が障害の有無や国籍の違いを超えて、思いやりを育み学びあいができるように働きかけることが必要です。

評価の着眼点

国籍の異なる児童が来館する児童館では、その児童と保護者に対して、円滑な児童館利用ができるような案内や説明が行われている。

障害のある児童が他の児童と遊びや活動と一緒に参加できるように、配慮や工夫がされている。

職員は、児童が、障害の有無や国籍の違いを超えて思いやりを育み学びあいができるように働きかけている。

A-3- 行事やクラブ活動が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されている。

【判断基準】

- a) 行事やクラブ活動が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されている。
- b) 行事やクラブ活動が日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されているが、十分でない。
- c) 行事やクラブ活動が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されていない。

判断基準の考え方とポイント

行事やクラブ活動等の活動は、児童館を利用している児童にとって楽しみとなるよう、日常活動とのバランスを意識して企画されていることが必要です。

素材や道具を用いる制作活動や、継続的に技術の向上を図る必要のある活動は、定例的な企画や、クラブ活動などに組織化することも必要です。

行事やクラブ活動を行う際には、その企画・運営に可能な限り児童の参加を促し、自主性や主体性を育てていくことが必要です。

評価の着眼点

行事が日常活動とのバランス（実施回数や利用者数）を考慮して企画されている。
行事が、普段児童館を利用していない児童の利用につながるように工夫されている。
職員の企画による活動やクラブ活動等の取り組みがある。
行事やクラブ活動を行う際に児童の自主性・主体性を育てることを心がけている。

A-4 中高生への対応

A-4- 日常的に中高生の利用がある。

【判断基準】

- a) 日常的に中高生の利用がある。
- b) 日常的に中高生の利用があるが、十分でない。
- c) 日常的に中高生の利用がない。

判断基準の考え方とポイント

中高生の健全育成を図ることは、児童館にとっても大きな課題になっています。

下校時刻が遅い中高生が利用できるよう、開館時間等を工夫して活動する場を用意することが必要です。

中高生に対しては、年齢に相応する対応をして、中高生が自ら進んで遊びや活動を行えるようにすることが必要です。

中高生が小学生と同じ時間帯で利用している児童館では、自分より小さい児童への思いやりや配慮、遊びをより楽しくする工夫などを自主的に行えるように職員が働きかけることが必要です。また、中高生が独自に利用している場合であっても、児童館活動の全体を知らせて、児童館活動全体に、年齢相応の役割を持って参加できるような働きかけをすることが必要です。

評価の着眼点

中高生の利用がある。

日常的に中高生だけで使える場や時間が設定されている。

中高生が利用できる開館時間設定になっている。

児童館の案内パンフレットや各種お便りに、中高生の利用を呼びかけたり中高生に向けた記事がある。

中高生が利用する際の、職員の対応や声掛けが適切である。

A-4- 中高生が主体性や社会性を養えるような活動を継続して実施している。

【判断基準】

- a) 中高生が主体性や社会性を養えるような活動を継続して実施している。
- b) 中高生が主体性や社会性を養えるような活動を実施しているが、継続的でない。
- c) 中高生が主体性や社会性を養えるような活動を実施していない。

判断基準の考え方とポイント

職員は、児童館の活動を通して主体性や社会性を養えるように、中高生の発達過程と特徴をとらえた適切な対応をすることが必要です。

実際の取り組みに当たっては、中高生の意見を聞き、中高生が自ら進んで企画や活動に参加できるようにするなどの工夫が必要です。

児童館を中高生の居場所として機能させるためにも、中高生の主体的な参加の機会を設けることが必要です。

特に、中高生と乳幼児がふれあう機会を設けることは、中高生の発達にとって必要な体験であり、日常場面や行事の中で取り組む必要があります。

また、その際、地域住民の理解や、地域で健全育成に携わる団体や来館児童の保護者の協力も必要です。

職員は、児童館での中高生の居場所作りに取り組むと同時に、地域の関係団体が取り組む中高生対応の活動にも協力し、中高生の地域の中での居場所を広げ、充実させる取り組みを進めることも必要です。

評価の着眼点

中高生が小学生のプレイリーダー的役割を担っている活動がある。

中高生が自ら企画する活動がある。

児童館での中高生の居場所作りに、児童館来館児童の保護者の理解と協力を得る取り組みが行われている。

地域の関係団体が取り組む中高生対応の活動に協力している。

A-5 利用者からの相談への対応

A-5- 利用者からの相談への対応が自然な形で行われている。

【評価基準】

- a) 利用者からの相談への対応が自然な形で行われている。
- b) 利用者からの相談への対応が行われているが、十分でない。
- c) 利用者からの相談への対応が行われていない。

判断基準の考え方とポイント

児童の悩みや生活上の疑問についての相談に応じ、適切に対応することは、児童館職員の大切な仕事の領域です。

児童の保護者に対しても、子育ての不安や悩みの相談相手になり、必要に応じて適切な援助機関を相談することが必要です。

児童館における相談活動には、日常活動中で行う場合と相談窓口を設けて取り組む場合とがあります。特に乳幼児の保護者に対しては、この双方に取り組むことが必要です。

評価の着眼点

利用者からの相談への対応や情報提供が日常的に行われている。
利用者からの相談への対応が適切に行われ、必要に応じて記録されている。
保護者に対して、子育てについての知識を学ぶ機会や相談窓口が設けられている。
相談内容によっては、保健センターや児童相談所等の関係機関を紹介している。

A-5- 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っている。

【評価基準】

- a) 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っている。
- b) 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が、十分に整っていない。
- c) 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っていない。

判断基準の考え方とポイント

今日の社会状況の中では、児童館を利用する児童の中に、被虐待児が含まれていることも想定されます。

児童の中に被虐待児を発見した場合、児童館全体で適切な対応をする体制を整えておく必要があります。

不登校児を児童館に迎え入れ、児童間の交流や職員との信頼関係を構築することを通じて、児童の社会性を養えるようにしていくことも児童館の大切な役割です。

評価の着眼点

職員は、虐待されている児童の発見や、発見後の対処についてのスキルを身につけている。

被虐待児が発見された場合の児童相談所への連絡をはじめとする関係機関との連携が確立されている。

発見された被虐待児への支援が適切に行われている。

不登校児の利用に対する支援の方針がある。

不登校児への支援が適切に行われている。

A-6 障害児への対応

A-6- 障害のある児童の利用に対する支援策が整っている。

【評価基準】

- a) 障害のある児童の利用に対する支援策が整っている。
- b) 障害のある児童の利用に対する支援策が、十分に整っていない。
- c) 障害のある児童の利用に対する支援策が整っていない。

判断基準の考え方とポイント

児童館は、障害の有無にかかわらず、0歳から18歳未満までのすべての児童が利用できる施設です。

障害のある児童が利用している児童館では、保護者の協力を得て、その児童の状況を把握し、適切に支援することが必要です。

適切な支援が困難であると思われる場合であっても、ボランティアの活用や保護者の協力など、視野を広げて支援を可能にする努力をすることが必要です。

障害のある児童が、障害のない児童と共に遊び交流できるように支援することも必要です。

評価の着眼点

障害のある児童の利用とその支援策について、職員の意志統一が図られている。

障害のある児童に対して適切な支援が行われている。

障害への理解と支援のスキル等について、職員への研修や、ケースカンファレンス(事例検討会)が行われている。

発達障害児の利用に対応する支援策が整っている。

障害のない児童との交流遊びができるよう、職員が働きかけている。

A-7 地域の子育て環境づくり

A-7- 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している。

【評価基準】

- a) 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している。
- b) 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進しているが、十分でない。
- c) 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進していない。

判断基準の考え方とポイント

児童館の実践を通じた児童福祉の促進には、児童分野を中心とした地域組織・団体（自治会、PTA、子ども会、老人会、青年団、商店会、子育てグループ、民生・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、ボランティアグループ等）と良好な関係を持つことが必要です。また、地域との相互関係をもつには、児童に限らず幅広い年齢層の地域住民が出入りしやすい雰囲気が必要です。

児童館の職員は、子育て支援活動や地域の健全育成活動が推進されるように地域の住民や関係団体に働きかけることが必要です。

子育て支援活動や健全育成活動をしている住民やグループとは、活動場所や児童館の資源の提供とともに、活動自体の連携が必要です。

児童館が、地域における子育て支援活動や児童の健全育成活動に積極的な役割を担うためには、児童館を支える地域の人々で構成される運営委員会を設け、機能させることが必要です。

評価の着眼点

子育て支援活動や健全育成活動を行う地域組織・団体・住民を把握し、連絡を取り合っている。

子育て支援活動や健全育成活動を行う地域組織・団体・住民との協力関係がある。

子育て支援活動や健全育成活動を行う地域の自主活動を支援している。

子育て支援活動や健全育成活動を行う住民や地域組織の利用がある。

児童館に運営委員会が組織されており、定期的開催されている。

運営委員会が実際に機能している。

A-7- 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている。

【評価基準】

- a) 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている。
- b) 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしているが、十分ではない。
- c) 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしていない。

評価基準の考え方とポイント

児童館には、地域環境を児童にとって安全なものにしていくことが求められます。

児童館への来館時や帰宅時の経路の安全については、安全確保のための方針を作成し、利用児童の保護者や地域の人々、団体の協力を得て取り組む必要があります。

児童館は、地域の公園の遊具点検、地域の見回りや児童の遊びの見守り、児童に関する犯罪の防止活動などの実施、それにかかわる住民活動や地域組織との協力にも取り組む必要があります。

評価の着眼点

児童館への来館時や帰宅時の経路の安全について、安全確保のための方針を作成している。

児童館への来館時や帰宅時の経路の安全について、児童の保護者や地域の人々、団体の協力を得て、取り組みを進めている。

地域の見回りや児童館外での児童の遊びの見守りを実施している。

地域住民と協力して、地域の公園遊具の安全点検、地域の見回り、児童に関する犯罪の防止活動などを実施している。

A-8 広報活動

A-8- 広報活動が適切に行われている。

【評価基準】

- a) 広報活動が適切に行われている。
- b) 広報活動が、十分でない。
- c) 広報活動が行われていない。

評価基準の考え方とポイント

広報活動は、児童館における健全育成活動・子育て支援活動への理解を広め、児童館活動への参加を促進するために大切な活動です。

広報活動は、児童館活動が対象とする地域に行き渡るように行うことが必要です。

広報活動自体は健全育成活動の一環でもあるという認識のもとに、自治体や健全育成団体と連携して適切に行われることが必要です。

評価の着眼点

広報活動が定期的に行われている。

施設独自の広報用チラシを作成し、活用している。

利用対象児童のいる地域の学校全体に向けた広報活動が行われている。

児童館の「お便り（定期的な活動案内）」が、地域の関係者や関係機関・団体に配布されている。

自治体や健全育成団体と連携した広報活動を行っている。

個人情報保護やプライバシー、肖像権等に配慮した広報活動を行っている。

地方新聞や自治体の広報誌等を積極的に活用している。

地域の子育て支援団体や健全育成団体と提携し、情報の相互掲載等を行っている。

広報活動の効果と課題について定期的に検討する機会を設けている。

A-8- 児童館の活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われている。

【評価基準】

- a) 児童館の活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われている。
- b) 児童館の活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が、十分に行われていない。
- c) 児童館の活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われていない。

判断基準の考え方とポイント

児童館の広報活動は、それ自体が健全育成活動の一環でもあります。

広報活動は、児童館活動の実際と方針を、分かりやすく利用者に伝えると共に、児童や保護者が「参加してみよう」「行ってみよう」と思えるように、その内容や記述を工夫することが必要です。

広報活動の内容は、利用者の意見を聞き、絶えず点検・改善していくことが必要です。

評価の着眼点

広報の内容と視点（ねらい）が明確にされている。

児童や保護者に分かりやすく興味を持てるように工夫されている。

児童館活動の実際が的確に表現されている。

広報の内容に児童と保護者や、関連する機関・団体の声が反映されている。

B 大型児童館の活動に関する事項（大型児童館用付加項目）

遊びの環境整備、乳幼児と保護者への対応、小学生への対応、中高生への対応、利用者からの相談への対応、障害児への対応、地域の子育て環境づくり、広報活動については、小型児童館・児童センター用付加項目の該当する部分を準用する。

B-1 大型児童館の特色を生かした地域児童館等との連携

B-1- 大型児童館としての施設・設備や人材、プログラムを備え、有効に活用している。

【評価基準】

- a) 大型児童館としての施設・設備や人材、プログラムを備え、有効に活用している。
- b) 大型児童館としての施設・設備や人材、プログラムを備え、活用しているが、十分でない。
- c) 大型児童館としての施設・設備や人材、プログラムを備えているが、活用していない。

判断基準の考え方とポイント

大型児童館の活動は、利用者のニーズや都道府県（市）内の実情等を踏まえた児童館としての明確な方針をもってプログラム作成することが必要です。

プログラム作成にあたっては、施設・設備とともに、プログラムを充実させる視点をもって取り組むことが必要です。

評価の着眼点

大型児童館の施設・設備や、人材の活用、プログラムの作成に明確な方針を持っている。都道府県（市）内の健全育成に携わる人々の中から幅広く人材を活用している。スタッフ（職員）自身が健全育成活動の有能な人材になるよう、目標をもって活動している。都道府県（市）内の実情と児童の状況に即した建設的で創造的な活動プログラムが作成されている。施設・設備や人材、プログラムを有効に活用する運営方針を持ち、実行している。

B-1- 都道府県（市）内全域を対象にした健全育成活動に取り組んでいる。

【評価基準】

- a) 都道府県（市）内全域を対象にした健全育成活動に取り組んでいる。
- b) 都道府県（市）内全域を対象にした健全育成活動に取り組んでいるが、十分でない。
- c) 都道府県（市）内全域を対象にした健全育成活動に取り組んでいない。

判断基準の考え方とポイント

都道府県（市）内全域を対象にした健全育成活動には、大型児童館が直接行うものと、市区町村の児童館活動と協力し、地域の児童館を主体にして取り組むものがあります。

実際の取り組みにあたっては、地域の児童館をはじめとして、健全育成団体、市区町村との協力のもとに進めていくことが必要です。

大型児童館が都道府県（市）内全域に出向いて直接健全育成活動を行うことは、地域のニーズにこたえるだけでなく、児童館活動についての啓発にもなる大切な取り組みです。

評価の着眼点

「移動児童館」「移動ワークショップ」など、大型児童館が直接都道府県（市）内全域を対象とした活動に取り組んでいる。

都道府県（市）内全域を対象にした健全育成活動が、地域の実情をとらえて、効果的に企画・実施されている。

都道府県（市）内の児童館活動の発表・交流など、広域を対象とした健全育成活動を、大型児童館が主催して取り組んでいる。

大型児童館の行う都道府県（市）内全域を対象にした健全育成活動の取り組みに、地域の児童館や市（区）町村、健全育成団体等の協力がある。

B-1- 児童館活動等に関する情報収集が適切に行われている。

【評価基準】

- a) 児童館活動等に関する情報収集が適切に行われている。
- b) 児童館活動等に関する情報収集が行われているが、十分でない。
- c) 児童館活動等に関する情報収集が行われていない。

判断基準の考え方とポイント

大型児童館には、都道府県（市）内の児童館をはじめとする健全育成活動・子育て支援活動を活性化させ発展させる拠点としての役割があります。

その役割を果たすためには、児童館活動等の実情を把握して、そのなかから先駆的な活動を広めていくこと、課題を提起していくことが必要です。

情報収集にあたっては、都道府県（市）内の活動に留まらず全国の先駆的な活動事例や、児童の発達に関する研究成果、今日の児童育成に関する問題などの収集にも努めることが必要です。

ネットワークの構築とともに、児童館・児童館に関する連絡協議の組織・自治体・地域の健全育成や子育て支援にかかわる団体等の協力を得る必要があります。

収集した情報の整理・分析と還元も、情報収集活動の大切な役割です。

評価の着眼点

情報収集を行う部門（担当）がある。

情報収集を行うためのネットワークが構築されている。

情報収集について、児童館、自治体、健全育成や子育て支援にかかわる団体等からの積極的な協力がある。

収集された情報の整理・分析が適切に行われている。

収集した情報が効果的に都道府県（市）内に還元されている。

B-1- 都道府県（市）内児童館へのプログラム提供が適切に行われている。

【評価基準】

- a) 都道府県（市）内児童館へのプログラム提供が適切に行われている。
- b) 都道府県（市）内児童館へのプログラム提供が行われているが、十分でない。
- c) 都道府県（市）内児童館へのプログラム提供が行われていない。

判断基準の考え方とポイント

大型児童館には、健全育成活動や子育て支援活動について先駆的なプログラムを開発したり紹介したりして、都道府県（市）内児童館の活動の活性化を促す役割もあります。

プログラムの開発・紹介は、スタッフだけで行うのではなく、地域の人材を積極的に活用することが必要です。

プログラムの提供には、資料の提供の他、メディアの活用や研究会、ワークショップ、見学会の開催など、プログラムの内容に即して効果的な方法を発案して取り組むことが必要です。

評価の着眼点

健全育成活動・子育て支援活動等に関するプログラムの開発や収集が積極的に行われている。

都道府県（市）内児童館へのプログラム提供の方針と計画が作成されている。

プログラム提供の効果的な方法が検討されている。

提供したプログラムの効果を検証し改善する作業が定期的に行われている。

B-1- 都道府県（市）内児童館の職員に対する研修や相互交流の機会づくりに取り組んでいる。

【評価基準】

- a) 都道府県（市）内児童館の職員に対する研修や相互交流の機会づくりに取り組んでいる。
- b) 都道府県（市）内児童館の職員に対する研修や相互交流の機会づくりに取り組んでいるが、十分でない。
- c) 都道府県（市）内児童館の職員に対する研修や相互交流の機会づくりに取り組んでいない。

判断基準の考え方とポイント

大型児童館は、都道府県（市）内児童館の職員に対する研修や相互交流の機会づくりに積極的に取り組むことが必要です。

都道府県（市）内児童館の職員に対する研修や相互交流を進めるためには、都道府県（市）や市町村（担当部署）との協力・連携を円滑に行うことが必要です。

研修や交流の内容を充実させるためには、児童館の実態・課題や職員の実情・意識等に関する適切な把握に務めることが必要です。

評価の着眼点

都道府県（市）内児童館の職員研修や交流の機会づくりに取り組んでいる。
都道府県（市）や市町村（担当部署）との協力・連携が円滑に行われている。
大型児童館を活用した研修・交流が計画的に取り組まれている。
研修や交流の内容が適切に設定できるよう、関連する情報の収集・分析が行われている。

B-2 健全育成の環境作り

B-2- 児童の健全育成に関する普及啓発と調査研究に積極的に取り組んでいる。

【評価基準】

- a) 児童の健全育成に関する普及啓発と調査研究に積極的に取り組んでいる。
- b) 児童の健全育成に関する普及啓発と調査研究に積極的に取り組んでいるが、十分でない。
- c) 児童の健全育成に関する普及啓発と調査研究に積極的に取り組んでいない。

判断基準の考え方とポイント

大型児童館は、都道府県（市）内の健全育成活動の拠点として、児童の健全育成に関する普及・啓発と調査研究にも取り組むことが必要です。

普及啓発や調査研究は、大学や研究機関等と提携するなど、都道府県（市）内の人材を有効に活用し、都道府県（市）や市町村の協力も得て進めることが必要です。

評価の着眼点

児童の健全育成に関する普及啓発と調査研究に取り組んでいる。

大学や研究機関と提携して、児童の健全育成に関する普及啓発と調査研究に取り組んでいる。

児童の健全育成に関する普及啓発と調査研究を行う際に、都道府県（市）や市町村の協力を得て実施している。

B-2- 児童の健全育成にかかわる地域団体等の支援とネットワークづくりに積極的に取り組んでいる。

【評価基準】

- a) 児童の健全育成にかかわる地域団体等の支援とネットワークづくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 児童の健全育成にかかわる地域団体等の支援とネットワークづくりに取り組んでいるが、十分でない。
- c) 児童の健全育成にかかわる地域団体等の支援とネットワークづくりに取り組んでいない。

判断基準の考え方とポイント

大型児童館は、都道府県（市）内の児童館に関する連絡協議の組織や児童の健全育成にかかわる地域団体等の支援とネットワークづくりに積極的に取り組むことが必要です。

ネットワークづくりは、「連絡体制がある」ということに留めずに、実際の活動と結びついて発展できるように工夫し、絶えず連絡を取り合っていくことが必要です。

地域団体等への支援は、それぞれの団体の特性を生かしながら協力し、共通の課題にも取り組めるように支援していくことが必要です。

評価の着眼点

施設の運営方針に、児童館と児童の健全育成にかかわる地域団体等の支援とネットワークづくりが明記されている。

児童館と地域団体等の支援とネットワークづくりを行う部門（スタッフ、担当）がある。

児童館と地域団体等の支援とネットワークづくりについて、役割を果たしている。

児童館と地域団体への支援やネットワークづくりの状況について、定期的に点検し、方針を充実させる取り組みが行われている。

B-2- 児童の健全育成に関する関係機関との連絡・協議が適切に行われている。

【評価基準】

- a) 児童の健全育成に関する関係機関との連絡・協議が適切に行われている。
- b) 児童の健全育成に関する関係機関との連絡・協議が行われているが、十分でない。
- c) 児童の健全育成に関する関係機関との連絡・協議が行われていない。

判断基準の考え方とポイント

大型児童館には、都道府県（市）内の健全育成に関する関係機関との連絡・協議の中心的な役割を果たすことが必要です。

評価の着眼点

都道府県（市）内の児童の健全育成に関する連絡・協議の事務局としての役割を担えるように努力している。

都道府県（市）内の児童の健全育成に関する連絡・協議に常に適切な情報収集に基づいた方針をもって望んでいる。

都道府県（市）内の児童の健全育成に関する連絡・協議が、円滑かつ適切に進められるように努めている。